

3 住民・患者の立場に立った施策の推進

(1) 医療機能の適切な分化と連携

現状と課題

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、急増が見込まれる医療需要に対応できる医療提供体制を構築するため、熊本県地域医療構想が平成29年3月に策定されました。
- ・地域医療構想では、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要（推計入院患者数）と病床の必要量（必要病床数）を推計し、定めています。
- ・宇城構想区域では、厚生労働省の算定式に基づく病床数の必要量に対し、高度急性期病床と回復期病床が病床数の必要量を満たしていない状況にあります。（下表参照）
- ・退院後の生活を支える「在宅医療」の充実については、介護保険事業の地域支援事業「医療・介護連携推進事業」において、市町を中心に、関係機関が連携して取り組んでいるところです。（「在宅医療」に関する計画は ページに記載しております。）

宇城構想区域の病床数の必要量と2016年度病床機能報告の報告病床数の比較

医療機能	厚生労働省令の算定式に基づく病床数の必要量 (a)	2016年度 病床機能報告病床数 (b)	差 (a - b)
高度急性期	25	0	25
急性期	214	465	251
回復期	356	251	105
慢性期	402	718	316
計	997	1434	437
休棟・無回答38床			

施策の方向と内容、及び具体的取組みについては、熊本県地域医療構想に基づき取り組んでいきます。

施策の方向と内容

宇城地域医療構想調整会議における協議

- ・宇城地域医療構想調整会議において、病床機能の分化と連携について、医療関係者や保険者、市町等で協議を行っていきます。

具体的な取組み

実施主体	主な取組み
保健所	・宇城地域医療構想調整会議を開催し、関係機関による協議を行います。
医療機関	<p>(熊本県地域医療構想の「関係当事者の役割」から抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般病床及び療養病床を有する医療機関は、毎年度の病床機能報告を確実に実施します。 ・地域医療構想をはじめ、県が示す現状や将来見通しに関するデータ等を参考に、構想区域における自院の病床機能の相対的な位置づけを把握した上で、自院が将来目指す医療の実現に向けた自主的な取組みを行います。その際、病棟単位で選択した病床機能に応じてどのような患者を受け入れていくか、また、それに伴ってどのように必要な体制を構築していくかを検討します。 ・有床診療所においては、①病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡し機能、②専門医療を担って病院の役割を補完する機能、③緊急時に対応する機能、④在宅医療の拠点としての機能、⑤終末期医療を担う機能など、地域の実情に応じた必要な役割を担います
医師会	<p>(熊本県地域医療構想の「関係当事者の役割」から抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の自主的な取組みを支援します。
市町	<p>(熊本県地域医療構想の「関係当事者の役割」から抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの実現に向け、地域医療構想にも留意しつつ、在宅医療・介護連携の取組みを推進します。 ・介護保険事業計画策定にあたり、地域医療構想の策定趣旨や内容を踏まえて検討します。

評価指標

指標名	現状 (年度)	目標 (H35年度)	指標の説明、目標値の考え方等
回復期病床の充足率の向上	70.5% (H28年度)	上昇 (H35年度)	2025年の回復期病床に関する「病床数の必要量」に対する病床機能報告の報告病床数の充足状況の向上を目指す。
病床機能報告の回答率	100% (H28年度)	維持 (毎年度)	管内の病院・有床診療所の病床機能報告の回答率100%を維持する。

地域医療構想は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）の施行に伴う改正医療法に基づき、都道府県が地域の将来の医療提供体制に関する構想を医療計画の一部として策定するものです。

熊本県地域医療構想は、熊本県ホームページに掲載しております。

< 熊本県ホームページアドレス > <http://www.pref.kumamoto.jp>